

○柳井市営繕系工事における週休2日工事実施要領

改正後	改正前
2 用語の定義 (1) 週休2日 ア 「完全週休2日(土日)」とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定し、2日以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。 イ 「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。 ウ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われた状態をいう。 (中略) (削除)	2 用語の定義 (1) (追加) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。 (中略) (5)「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下、「現場閉所(現場休息)率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。 なお、現場閉所日(現場休息日)を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。 また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所(現場休息)の日数に含めるものとする。 (6) 複合単価 (中略) (7) 市場単価 (中略)
(5) 複合単価 (中略) (6) 市場単価 (中略)	(6) 複合単価 (中略) (7) 市場単価 (中略)

改正後	改正前
(7) 補正市場単価 (中略) (8) 物価資料の掲載価格 3 週休2日の達成基準 (1) 完全週休2日(土日) 完全週休2日の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。 (2) 月単位の週休2日 月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。 (3) 通期の週休2日 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。 なお、現場閉所日(現場休息日)を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週において変更するものとする。 また、現場休息率の算定において、現場休息日数には、現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日(現場休息日)や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	(8) 補正市場単価 (中略) (9) 物価資料の掲載価格 <u>(追加)</u>

改正後	改正前
4 対象工事 柳井市が「完全週休 2 日工事（土日）Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休 2 日工事（土日）Ⅱ型の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。 5 発注方式 次のア又はイのいずれかによる方式を基本とする。 なお、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。 ア 完全週休 2 日（土日）Ⅰ型 受注者が工事着手時に「完全週休 2 日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む方式（月単位の週休 2 日及び通期の週休 2 日は必須） 分離発注工事（同時発注の工事に限る。）の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で「完全週休 2 日（土日）」に取り組むことを実施するとした場合に限る。 イ 完全週休 2 日（土日）Ⅱ型 受注者が工事着手時に「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む方式（通期の週休 2 日は必須） 分離発注工事（同時発注の工事に限る。）の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」に取り組むことを実施するとした場合に限る。 6 積算方法等 週休 2 日工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数等により労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費）及び現場管理費を補正する。 （1）原設計 ア 完全週休 2 日（土日）Ⅰ型 月単位の週休 2 日を前提に「7 補正方法」（1）～（3）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。	3 対象工事 柳井市が「<u>月単位の週休 2 日工事（発注者指定型）</u>の対象工事」又は「<u>月単位の週休 2 日工事（受注者希望型）</u>の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。 4 発注方式 次のア又はイのいずれかによる方式を基本とする。 なお、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。 ア 発注者指定型 <u>発注者が月単位の週休 2 日に取組むことを指定する方式（通期の週休 2 日は必須）</u> イ 受注者希望型 <u>受注者が工事着手時に発注者に対して月単位の週休 2 日に取組む旨を協議した上で取組む方式（通期の週休 2 日は必須）</u> <u>分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で月単位の週休 2 日に取組むことを希望する場合に限る。</u> 5 積算方法等 週休 2 日工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数等により労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費）を補正する。 （1）原設計 ア 発注者指定型 月単位の<u>4 週 8 休以上</u>を前提に「6 補正方法」（1）～（3）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

改正後	改正前
イ 完全週休２日（土日）Ⅱ型 通期の週休２日を前提に工事費を積算して予定価格を作成する。 （２）契約変更 ア 完全週休２日（土日）Ⅰ型 受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は、現場管理費を「７ 補正方法」（１）アにより補正し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。「月単位の週休２日」が未達成の場合は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、工事請負契約書第２５条の規定に基づき行うものとする。 また、工事着手時に「完全週休２日（土日）」の取組を希望した場合又は「月単位の週休２日」の取組を希望しない場合（「月単位の週休２日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、「７ 補正方法」（１）アの補正係数の変更又は補正係数及び補正率を除した変更を行うものとする。 なお、分離発注工事（同時発注工事に限る。）の場合は、全ての受注者が「完全週休２日（土日）」の取組を希望した場合に限り増額変更を行う。 イ 完全週休２日（土日）Ⅱ型 受注者が工事着手時に「完全週休２日（土日）」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は、「７ 補正方法」（１）ア及び同（２）（３）により補正し、「月単位の週休２日」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は、「７ 補正係数」（１）イ及び同（２）（３）により補正し、請負代金額のうち労務補正分を増額変更する。なお、契約変更においては、工事請負契約書第２５条の規定に基づき行うものとする。 また、工事着手時に受注者が「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の取組を希望した場合については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、「７ 補正方法」（１）ア又はイ及び同（２）（３）により補正した変更を行うものとする。	イ <u>受注者希望型</u> 通期の<u>４週８休以上</u>を前提に「<u>６ 補正方法</u>」（１）～（３）により<u>労務費を補正し</u>工事費を積算して予定価格を作成する。 （２）契約変更 ア <u>発注者指定型</u> <u>現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の４週８休に満たない場合は、補正係数を「６ 補正方法」（１）イ及び同（２）（３）における表の補正率を「通期の週休２日工事」に変更し、通期の４週８休に満たない場合は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち労務補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、工事請負契約書第２５条の規定（賃金又は物価の変動に基づく請負代金等の変更）に基づき行うものとする。</u> イ <u>受注者希望型</u> 受注者が工事着手時に<u>月単位の週休２日</u>を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、補正係数を「<u>６ 補正方法</u>」（１）ア及び同（２）（３）における表の補正率を「<u>月単位の週休２日工事</u>」に変更し、<u>請負代金額のうち労務補正分を増額変更し、通期の４週８休に満たないものは、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更</u>する。なお、契約変更においては、工事請負契約書第２５条の規定（<u>賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更</u>）に基づき行うものとする。

改正後	改正前
なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る。）の場合は、全ての受注者が「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の取組を希望する場合に限り、増額変更を行う。 7 補正方法 （１）複合単価の補正方法 複合単価の労務単価及び現場管理費は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。 ア 完全週休２日（土日）適用工事 労務費 1. 0 2 現場管理費 1. 0 1 イ 月単位の週休２日適用工事 労務費 1. 0 2 （２）市場単価及び補正市場単価の補正方法 市場単価、補正市場単価は、（１）の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の式により補正する。 （中略） 8 実施方法等 （１）発注方法 発注者は、工事の発注に当たって、現場説明書（鑑）に「完全週休２日（土日）Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休２日（土日）Ⅱ型の対象工事」である旨を明示する。 （２）適正な工期の確保 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、後工程のしわ寄せ又は全体工期の遅延が生じないように必要な期間を確保する等、適正な工期を設定する。 特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。	なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が月単位の週休２日について達成が確認された場合に限り、増額変更を行う。 6 補正方法 （１）複合単価の補正方法 複合単価の労務単価は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。 <u>ただし、柳井市が調査した「材工共の単価」については補正しない。</u> <u>ア 月単位の週休２日工事（４週８休以上）</u> <u>補正係数 1. 0 4</u> <u>イ 通期の週休２日工事（４週８休以上）</u> <u>補正係数 1. 0 2</u> （２）市場単価及び補正市場単価の補正方法 （１）の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の式により市場単価及び補正市場単価を補正する。 （中略） 7 実施方法等 （１）発注方法 発注者は、工事の発注に当たって、現場説明書（鑑）に「<u>週休２日工事（発注者指定型）</u>の対象工事」又は「<u>週休２日工事（受注者希望型）</u>の対象工事」である旨を明示する。 （２）適正な工期の確保 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、<u>全体工期のしわ寄せがないよう分離発注工事の施工期間</u>を確保する等、適正な工期を設定する。 特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

改正後	改正前
(3) 実施方法 【別紙 1、2】 参照 ア 契約後、発注者が図示した「計画工程表」を基に、受発注者間（分離発注の工事については、全ての工事の受発注者間）で、工事工程のクリティカルパス等を共有する。 イ 契約後、完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日の取組の実施の有無について、発注者に書面で協議する。（分離発注工事（同時発注の工事に限る。）の場合は、それぞれの発注者と調整し、全ての工事で完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日に取組む場合にのみ希望できる。） <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 7 年 6 月 1 5 日から施行する。</u>	(3) 実施方法 【別紙 1、2】 参照 ア 契約後、発注者が図示した「計画工程表」を基に、受発注者間（分離発注の工事については、全ての工事の受発注者間）で、工事工程のクリティカルパス等を共有する。 イ 「受注者希望型」の受注者は、契約後、月単位の週休 2 日の取組の実施の有無について、発注者に書面で協議する。（分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの発注者と調整し、全ての工事で月単位の週休 2 日に取組む場合にのみ希望できる。）

改正後

表 A-2 建築工事の補正率

工 種	備 考	月単位の週休2日工事及び 完全週休2日工事	
		新設補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既設コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ドア）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び壁土緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価。「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い工種は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場開所（現場休息）の状況に応じて「7 補正方法」（1）ア又はイの補正係数を乗じる。

改正前

表 A-2 建築工事の補正率

工 種	備 考	月単位の週休2日工事		過期の週休2日工事	
		新設補正率	改修補正率	新設補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既設コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ドア）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び壁土緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価。「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い工種は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場開所（現場休息）の状況に応じて「6 補正方法」（1）ア又はイの補正係数を乗じる。

改正後

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

改正前

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

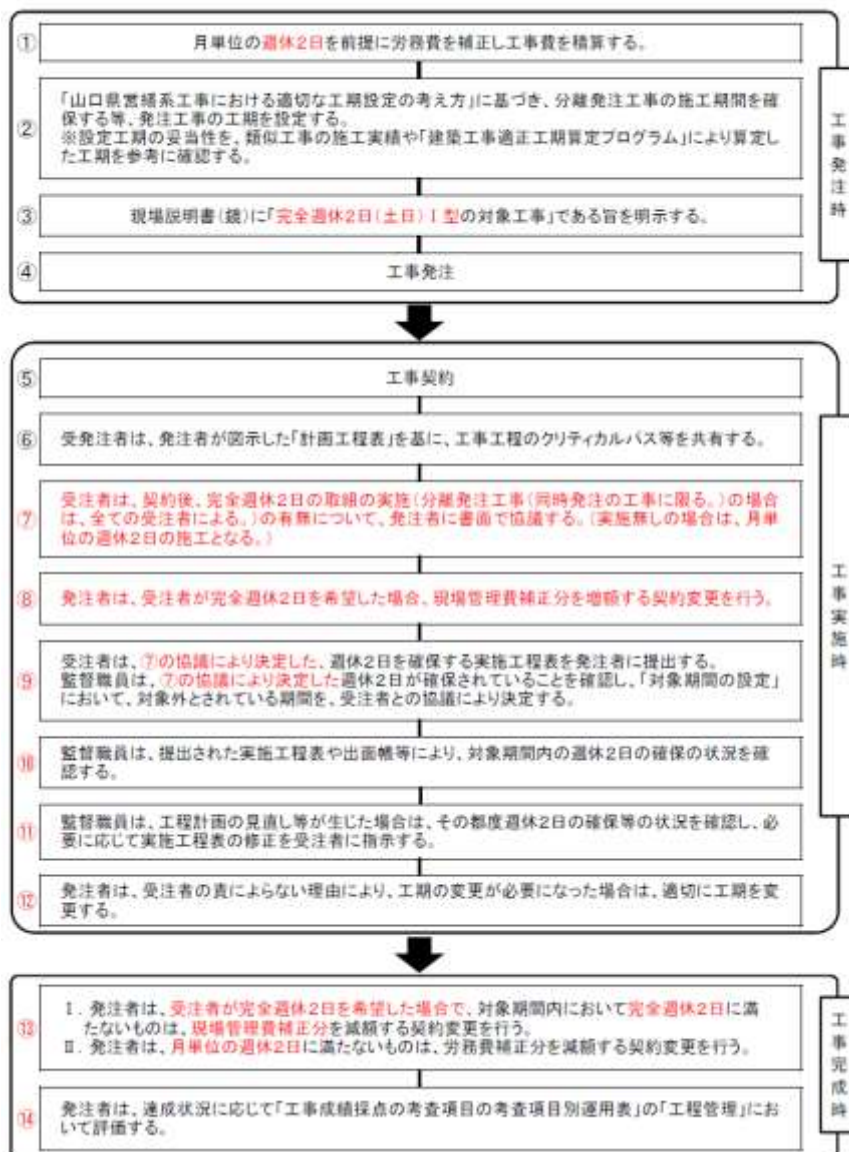
表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

改正後

【別紙1】

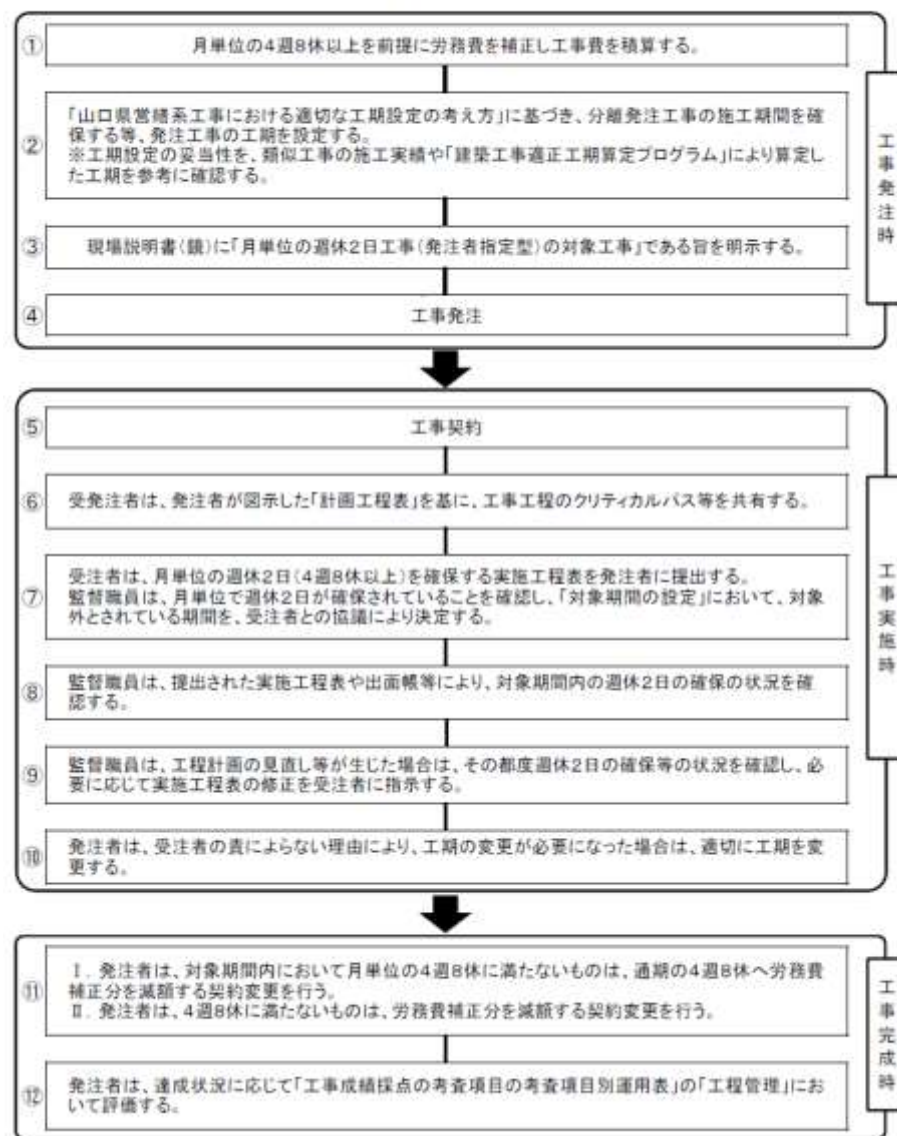
「営繕系週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー
(完全週休2日(土日)Ⅰ型の場合)



改正前

【別紙1】

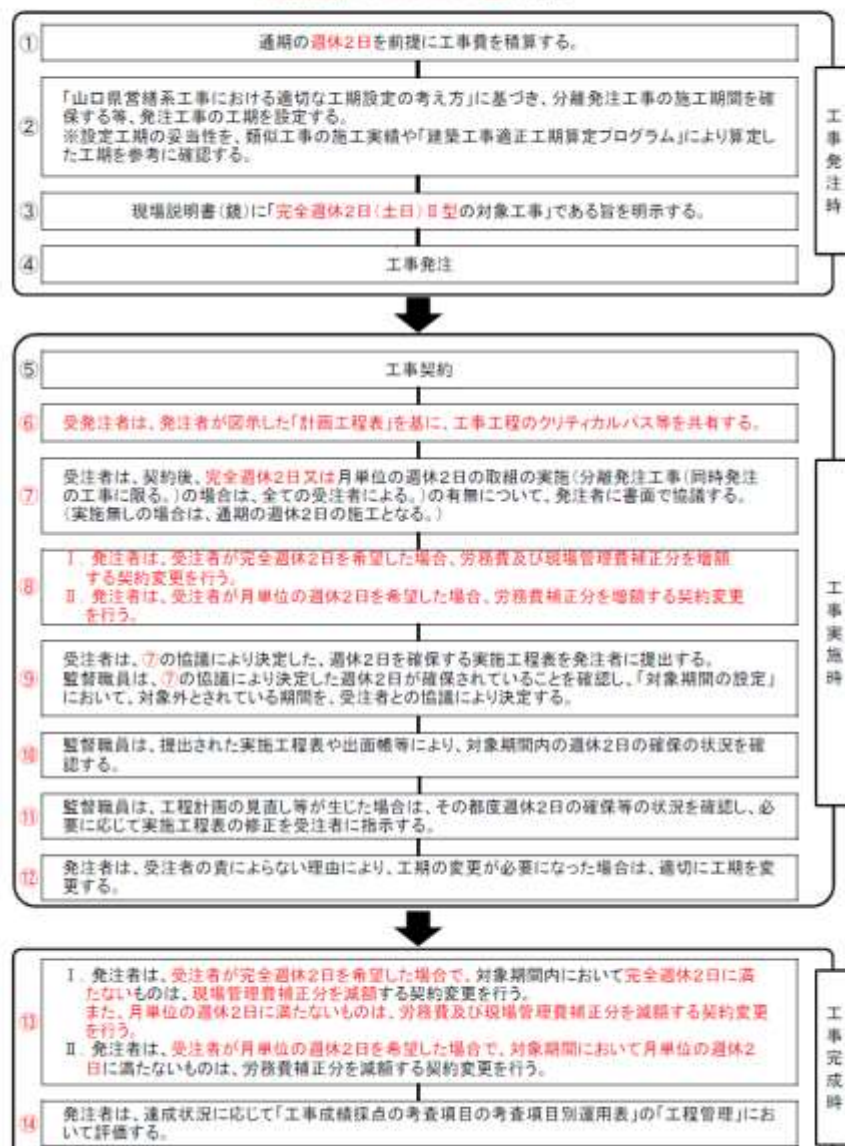
営繕系工事「月単位の週休2日工事」対象工事の発注から工事完成までの実施フロー
(発注者指定型の場合)



改正後

【別紙2】

「営繕系週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー
(完全週休2日(土日)Ⅱ型の場合)



改正前

【別紙2】

営繕系工事「月単位の週休2日工事」対象工事の発注から工事完成までの実施フロー
(受注者希望型の場合)

